

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和6年6月25日第11回中種子町農業委員会総会を中央公民館小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人

森山昭市・中崎和行・梶原誠・中島秀人

中島真実・永浜三津子・鎌田正司・瀨脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・増野幸孝

松原浩則・平山信一郎・池山久志

3. 欠席委員

上妻廣美

欠席推進委員

西田徹嗣・八汐栄一

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第5 承認第2号 農用地利用集積計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和6年第11回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、9番上妻委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、6番西田推進員、8番八汐推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議 長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員を指名します。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、2番牧瀬委員、3番鮫島委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、

本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明します。所有権移転のみで3件、筆数4筆、面積5,827㎡、全てこれは畑となります。詳細につきましては資料の2ページから4ページに添付してあります。これらの件につきましては農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を、宜しくお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の8番梶原委員からの説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番梶原です。議案第1号順位1について説明致します。去る6月10日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇〇㎡、同字〇〇〇〇、地番〇〇、地目畑、面積〇〇㎡、合計面積〇〇〇㎡。譲渡人、住所鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん、住所鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈です。今回の申請は譲渡人が離農するため、譲渡人希望で現耕作者に譲渡するものです。場所については資料の3ページをお願いします。〇〇住宅があります。反対側に〇〇〇〇があります。そこから右の方に入ってもらって、100m行って2枚目の畑です。もう1枚は〇〇〇〇さんの家があります。そこに入ってもらって4枚目の畑になっております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑・意見なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の8番梶原委員からの説明をお願いします。

(8番委員)はい。議案第1号順位2について説明します。去る6月10日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇〇㎡です。譲渡人住所鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん、住所鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。今回の申請は譲渡人が離農するため、譲渡人希望で現耕作者に譲渡するものです。なお、譲受人は事業拡大です。場所についてですが、〇〇公民館から旧〇〇〇に向かって500m行った所の左手になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

(議 長) ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の13番鎌田委員から説明をお願いします。

(13番委員) はい、13番鎌田です。議案第1号順位3について説明致します。去る6月11日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在が大字〇〇，字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。譲渡人が住所、中種子町〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん，譲受人が住所、中種子町野間〇〇番地〇，〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買申請地以外に売買の予定あり、その隣接地になるため譲渡し、譲受人が相手方の要望で譲り受けるものです。売買金額は〇〇円となっております。場所については資料の4ページです。〇〇〇〇線の〇〇〇を通過後、〇〇〇〇の手前に〇〇入り口がありますが、その入り口から150mほど行ってすぐ南側になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

(議 長) ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転3件については、許可することに決定しました。次に、日程第4，議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の5ページをお願いします。議案第2号順位1について説明致します。土地の所在、大字〇〇，字〇〇，地番〇〇番〇，地積〇〇㎡，申請人〇〇〇〇さん，住所鹿児島市〇〇〇丁目〇番〇号です。申請理由は、土地登記簿の地目は畑ですが、〇〇〇年から耕地として利用せず、現況は宅地となっております。委員の皆さんのご審議を願ひ致します。

(議 長) 順位1について、担当調査委員である私の方から説明致します。

議案第3号，順位1非農地証明願いの現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般6月10日午前9時30分より鮫島委員，平山推進委員，事務局，申請者の〇〇〇〇さん立ち会いの下，現地調査を実施し致しました。場所につきましては，〇〇集落内を通る町道〇〇・〇〇線沿いの〇〇〇〇さん宅の一部となります。土地登記簿の地目は畑となっておりますが〇〇〇年から耕地として利用せず隣接する宅地〇〇番地と一体化しております。耕作しなくなつて〇年以上たっていることから，現地で検討した結果非農地が妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議をよろしく願ひ致します。

(議 長) 現地に同行した委員，事務局から補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の6ページ・7ページとなります。議案第2号順位2について説明致します。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇番〇、地積〇〇㎡、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番〇、地積〇〇㎡、同大字、字〇〇、地番〇〇番、地積〇〇㎡、地番〇〇番、地積〇〇㎡となっております。申請人は〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、申請理由は、土地登記簿の地目は田であります、〇〇〇年から耕地として利用せず、現況は原野・池沼となっております。委員の皆さんのご審議を願ひ致します。

(議長)順位2について、担当調査委員の3番鮫島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい。3番鮫島です。議案第2号、順位2非農地証明願ひについての現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般6月10日午前9時50分より濱協会長、鎌田委員、事務局、申請者の〇〇〇さんの娘さん、〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施し致しました。場所については、6ページの右側の位置図で説明致します。〇〇公民館を〇〇方向へまいりますと、左側に〇〇〇〇さんの住宅がございます。その先を100m程入って、右の方に150m入った所の下の田になります。位置図の中に〇〇〇〇工場とありますけども、この川を使った中間あたりの田になります。〇〇〇がこれです。あと、〇〇が7ページの位置図を見てください。〇〇〇下、鹿児島県〇〇〇〇があります。その下の方に下りますと、〇〇さんが経営する株式会社〇〇がございます。その〇〇さんの住宅の下を200mほど東の方に入った〇〇川の川の縁でございます。ここが〇〇でございます。もう一度〇〇さんの所に戻りまして、〇〇さんの方から南の方に位置する所、降りる道は〇〇〇の方からあるんですけども、〇〇川に通じる道もございません。ここに〇〇さんの所から約500m程南の方に行った所がまるまruでございます。土地登記簿の地目は田となっておりますが、〇〇〇年頃から耕地として利用せず現況は原地及び沼地となっております。耕作せずに〇年以上たっていることから現地で検討した結果非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願ひします。以上です。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することに異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明願ひについて」は、許可することに決定しました。次に、日程第5、議案第3号「農地利用最適化推進員の辞任について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。議案第3号「農地利用最適化推進員の辞任について」を説明いたします。8ページと9ページをご覧ください。農地利用最適化推進員の油久校区西田徹司推進委員から、5月28日付けで一身上の都合により委員を辞任したい旨の届けが提出されました。農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の辞任の同意を求めるものです。今後につきましては、同意が得られましたら推進委員ですので同地区を指定し農業委員会等に関する法律第9条に基づき概ね1ヶ月公募を行います。その後早くて来月の定例会において新推進員の承認を行うこととなります。以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がありましたが、皆様からのご意見等を伺いたいと思います。何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員) なし

(議長) 特にないようですので、この案件に同意される方の挙手を求めます。同意される方は挙手をお願いします。

(委員) (挙手)

(議長) 挙手が全員ということで、議案第3号「農地利用最適化推進員の辞任について」は、全員の同意を得られたということで決定しました。

次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の10ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明します。令和6年6月28日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては、件数5件、筆数14筆、変更面積32,970㎡、契約年数3年から10年の合意解約になります。詳細につきましては、資料の13ページから17ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の18ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画の承認について説明致します。令和6年6月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数3筆、貸借権20件、筆数41筆、面積126,707㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の19ページから66ページに添付してあります。なお、今回の貸借権順位1から20の20件については中間管理事業の集積一括方式による貸借権で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。6番森山委員。

(6番委員)6番森山です。配分計画に対しての意見ではないですが、43ページの下の権限者の中で、印鑑が打たれていないんですけど、これは印刷が薄かったからですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。次のページを見て頂いてよろしいですか。次のページの下段を見て頂くと印鑑を押しているのがあると思いますけど、1人1枚ずつの同意書になるので、43ページの方は〇〇〇〇さんで、次の44ページは〇〇〇〇さんの分です。次の45ページは〇〇〇〇さんの同意書で印鑑がついてあると思います。一番上の設定者は農家台帳の責任者であるということで同じ名前が記載されてあるんですけど、同意書は1人1枚ずつで印鑑をもらっているということになります。

(6番委員)43ページ分については。

(事務局)〇〇〇〇さんの同意書です。

(6番委員)43・44は対になっているということですね。

(事務局)そうですね。

(6番委員)いわゆる、相続未登記ということでこの同意をもらっているということですね。

(事務局)過半の同意を貰わなければいけないということで、3人の方の同意が必要ということですね。

(6番委員)65ページ、その中で農地の特記事項の中に相続未登記というふうに記載がされておりますが、同様に今のやつも相続未登記という事で、はっきり明記した方が良いのではと思いますが、その辺の見解はどうですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。それにつきましては、もう一度確認させてもらっていいですか。もしかしたら相続が終了していて、〇〇〇〇さんのみなのかもしれないので。

(6番委員)私が言いたいのは、43ページにもどって、〇〇〇〇さん、これも相続未登記ということで同意を貰っているわけですね。だから、特記事項に書いた方がはっきり明示したほうが良いんじゃないかということですね。

(事務局)わかりました。

(議長)他に質疑はございませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年第11回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。